

羽村市会計年度任用職員（審理員）募集要領【総務課】

総務課では、令和8年5月から任用を開始する会計年度任用職員（審理員）を募集します。就労を希望する場合、申込が必要です。

項目	内容
募集職種	審理員
業務内容等	羽村市（総務課）での行政不服審査における審理員
資格の有無	【有】弁護士の資格を有し、5年以上の実務経験のある者
登録資格	<p>■地方公務員法第16条の欠格条項に該当していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>■弁護士法第7条の欠格条項に該当していないこと。</p>
任用期間	令和8年5月中旬頃から令和9年3月31日まで
勤務時間	原則、月曜日～金曜日、午前8時～午後8時において、市長が指定する時間
勤務日数等	月3日程度（月5時間以内（目安）。年間30時間以内） ※他部署での勤務と併せて、週20時間未満かつ年48日未満
報酬等	時給 20,000円 ※支払方法は口座振込。
手当・社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当相当額を支給（要件を満たす場合）。 ・期末・勤勉手当等：非該当。 ・健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険：いずれも非加入。 ・年次有給休暇・慶弔休暇等：非該当

【提出書類及び提出方法等】

項目	内容
提出書類	<p>①顔写真を添付した登録申込書</p> <p>②有資格を証明する書類（写し可）</p> <p>※ 提出された書類は一切返却できません。ただし、応募資格を満たしていない場合や書類不備等により受付できない書類は返却します。</p> <p>※ 募集要領及び登録申込書等は、羽村市公式サイトからもダウンロードできます。</p>

提出方法	下記のいずれかの方法 ①持参 ②郵送 ※郵送の場合は、簡易書留で送付してください。
申込受付期間	令和8年4月30日(木)から5月12日(火)午後5時まで ※持参の場合は、上記のうち、土曜日、日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時00分まで
受付場所	【①持参】羽村市役所東庁舎3階 総務課窓口 【②郵送】〒205-8601 羽村市 総務課 宛 ※総務課・議会事務局の両方にお申込みいただく場合は、総務課又は議会事務局のどちらかへ御提出ください。
選考	申込をされた方の中から書類選考の上、面接を実施して選考をします。 必ず任用されるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。
その他	※ 今回は、議会事務局における審理員と、総務課における審理員の両方をお引き受けいただける方を優先させていただきます。 ※ この登録申込書は、令和9年3月31日まで職員課にて保管します。 審理員以外の業務を希望しない場合は、提出時にその旨をお知らせください。
問い合わせ	羽村市総務課法制係 半田 電話 042-555-1111 (内線 326)